

藤沢市議会定例会議案

2018年（平成30年）12月3日提出

目 次

議案第48号	市道の認定について	1
議案第49号	指定管理者の指定について (藤沢市新林公園ほか11公園)	3
議案第50号	指定管理者の指定について (藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設)	5
議案第51号	指定管理者の指定について (藤沢市ふじさわ宿交流館)	6
議案第52号	藤沢市市税条例等の一部改正について	7
議案第53号	藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限 に関する条例の一部改正について	12
議案第54号	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金 を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一 部改正について	14
議案第55号	藤沢市福寿医療費助成条例の廃止について	15
議案第56号	藤沢市学校給食費に関する条例の一部改正について	16

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2018年（平成30年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	辻堂 662号線	辻堂西海岸一丁目7144番14地先	4.5	22.5
		辻堂西海岸一丁目7144番10地先		
2	村岡 571号線	柄沢一丁目7番15地先	5.0	19.6
		柄沢一丁目7番12地先		
3	村岡 572号線	柄沢一丁目7番25地先	5.0	33.6
		柄沢一丁目7番19地先		
4	村岡 573号線	柄沢二丁目18番15地先	4.4	34.9
		柄沢二丁目18番10地先	4.5	
5	村岡 574号線	柄沢二丁目33番8地先	4.4	66.4
		柄沢二丁目33番4地先	4.5	
6	村岡 575号線	並木台二丁目11番17地先	4.4	24.8
		並木台二丁目11番12地先	4.5	
7	藤沢 764号線	藤沢四丁目6309番1地先	4.9	44.8
		藤沢四丁目6309番1地先	5.2	

提案理由

辻堂662号線ほか6路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

2018年（平成30年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市新林公園

藤沢市大庭城址公園

藤沢市片瀬山公園

藤沢市引地川親水公園

藤沢市桐原公園

藤沢市遠藤公園

藤沢市湘南台公園

藤沢市神台公園

藤沢市西浜公園

藤沢市辻堂南部公園

藤沢市境川緑地

藤沢市引地川緑地

2 指定管理者となる団体

藤沢市円行二丁目3番地の17

公益財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市緑化事業協同組合グループ

代表団体 公益財団法人藤沢市まちづくり協会

構成団体 藤沢市緑化事業協同組合

3 指定の期間

2019年（平成31年）4月1日から2024年（平成36年）3月31日まで

提案理由

藤沢市新林公園ほか11公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

(公の施設の設置, 管理及び廃止)

第 2 4 4 条の 2

- 6 普通地方公共団体は, 指定管理者の指定をしようとするときは, あらかじめ, 当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

2018年（平成30年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設

2 指定管理者となる団体

横浜市西区北幸二丁目9番14号

相鉄・チームふじさわ共同企業体

代表団体 相鉄企業株式会社

構成団体 有限会社工匠

株式会社キャリアドライブ

株式会社エムワイ

3 指定の期間

2019年（平成31年）4月1日から2022年（平成34年）3月31日
まで

提案理由

藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

2018年（平成30年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市ふじさわ宿交流館

2 指定管理者となる団体

藤沢市片瀬海岸二丁目20番13号

公益社団法人藤沢市観光協会

3 指定の期間

2019年（平成31年）4月1日から2024年（平成36年）3月31日
まで

提案理由

藤沢市ふじさわ宿交流館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

藤沢市市税条例等の一部改正について
藤沢市市税条例等の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市税条例等の一部を改正する条例
(藤沢市市税条例の一部改正)

第1条 藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第21条第4項中「第2条第2項ただし書き」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第32条を次のように改める。

(環境性能割の税率)

第32条 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項に規定するもの（同条第4項において読み替えて準用するものを含む。） 100分の1
- (2) 法第451条第2項に規定するもの（同条第4項において読み替えて準用するものを含む。） 100分の2
- (3) 法第451条第3項に規定するもの 100分の3

第32条の次に次の2条を加える。

(環境性能割の申告納付)

第32条の2 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、府令第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境

性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、府令第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割の減免）

第32条の3 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は軽自動車等のうち第37条第1項各号に掲げるもの（3輪以上のものに限る。）であって必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより納期限までに市長に申請しなければならない。

- 3 第1項の規定による環境性能割の減免の区分、減額の割合その他環境性能割の減免について必要な事項は、規則で定める。

第33条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

第34条の見出し及び第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第35条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に改める。

第36条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車等が公益のために専ら使用するものであると認める場合又は軽自動車税の納税者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合」を「軽自動車等を公益のため直接専用する場合又は種別割の納税者が次の各号のいずれかに該当する場合は、必要と認めるとき」に、「軽自動車税を」を「種別割を」に改め、同項第1号及び第3号、同条第2項並びに第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第37条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「該当すると認める場合は、軽自動車等の所有者等に対して課する軽自動車税」を「該当する場合は、必要と認めるときは、種別割」に改め、同項第1号中「のうち、

市長が必要があると認める軽自動車等」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第38条第3項中「第442条の2第3項ただし書又は第443条」を「第443条第3項ただし書又は第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第51条第11項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条中第12項とし、第5項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 環境性能割の納税義務者が法第454条第1項の規定により提出すべき申告書又は同条第2項の規定により提出すべき報告書を正当な事由がなくて提出しなかった場合は、100,000円以下の過料に処する。

附則中第17項を第21項とし、第16項を第20項とし、第15項を第19項とし、附則第14項（見出しを含む。）中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を附則第18項とし、附則第13項の次に次の4項を加える。

（軽自動車税の環境性能割の課税免除）

14 当分の間、神奈川県が自動車税の環境性能割を課さない自動車として神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第52条に規定するものに相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

15 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第32条の規定の適用については、当分の間、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 営業用の3輪以上の軽自動車 第32条第1号中「100分の1」とあるのは「100分の0.5」と、同条第2号中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(2) 自家用の3輪以上の軽自動車 第32条第3号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

16 第32条の2の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」

とあるのは、「神奈川県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

17 市長は、当分の間、第32条の3の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対して、環境性能割を減免する。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例（平成18年藤沢市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第1条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第2条中「第442条の2第1項」を「第443条第1項」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第446条」を「第463条の18」に改める。

第3条及び第4条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

(藤沢市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 藤沢市市税条例の一部を改正する条例（平成26年藤沢市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の表以外の部分中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例」を「藤沢市市税条例」に、「附則第14項」を「附則第18項」に改め、同項の表中「新条例」を削り、「附則第14項」を「附則第18項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条中第21条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の藤沢市市税条例の規定中、環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 3 第1条及び第3条の規定による改正後の藤沢市市税条例及び藤沢市市税条例の一部を改正する条例の規定中、種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正され、軽自動車税に環境性能割及び種別割が設けられたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成元年藤沢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同条第1項中「延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、法第52条第1項に規定する延べ面積の例により算定する。

第5条の2の見出し中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建蔽率」に改め、同条中「建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合」を「建蔽率」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「さく」を「柵」に改める。

別表第10中「^{こう}勾配」を「勾配」に改める。

別表第11地区整備計画区域の項中「さく」を「柵」に改め、同表白旗廻り地区整備計画区域の項中「鉄さく」を「鉄柵」に改め、同表辻堂西海岸一丁目地区整備計画区域の項A地区の項第1号中「さく」を「柵」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法施行令の一部が改正されたこと等に伴い、
所要の改正をする必要による。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年藤沢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	藤沢市市税条例第17条の2第2項の期間
NPO法人幼児武道教育振興会	藤沢市湘南台二丁目14番地の3パシフィック湘南102号	平成30年1月1日から平成35年12月31日まで
特定非営利活動法人トリトン藤沢スポーツクラブ	藤沢市辻堂東海岸三丁目9番8～4号	平成30年1月1日から平成35年12月31日まで

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、条例において規定する、個人市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を見直す必要による。

藤沢市福寿医療費助成条例の廃止について
藤沢市福寿医療費助成条例を廃止する条例を次のように定める。

2018年（平成30年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市福寿医療費助成条例を廃止する条例
藤沢市福寿医療費助成条例（平成20年藤沢市条例第23号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に廃止前の藤沢市福寿医療費助成条例第2条に規定する対象者である者については、同条例第3条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定によりなおその効力を有することとされた藤沢市福寿医療費助成条例第3条の規定による助成に係る医療証の交付その他の助成に関する事項については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、福寿医療費助成制度を廃止する必要による。

藤沢市学校給食費に関する条例の一部改正について
藤沢市学校給食費に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市学校給食費に関する条例（平成26年藤沢市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

4,100円
4,800円

 を

4,500円
5,200円

 に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、学校給食用食材の価格が上昇している状況等を鑑み、学校給食費の金額を改定するため、所要の改正をする必要による。